

持続化給付金に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

法人は 200万円、個人事業者は 100万円

※ ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■給付金の計算方法				
前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）				
例：昨年の売上が、360万円（一年間）				
	昨年の売上		令和2年の売上	減少率
1月	20万円	1月	15万円	▲25%
2月	20万円	2月	20万円	-
3月	30万円	2月	20万円	▲33%
4月	30万円	4月	10万円	▲66%（対象月）
360万円	－	（10万×12ヶ月）	=	240万円
法人の場合	200万円が上限なので			<u>200万円</u>
個人の場合	100万円が上限なので			<u>100万円</u>

給付の対象要件 ※商工業に限らず、以下を目指す幅広い業種が対象です。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
- ・ 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- ・ 法人の場合は、

- ① 資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
- ② 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付を申請することはできません。

※詳細は、申請要領等をご確認ください。

相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183（平日・休日9:00～19:00）